



定 款

制 定 日

1992 年 6 月 26 日

改 定 日

2022 年 6 月 28 日

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社遠藤照明と称し、英文ではENDO Lighting Corporationと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 照明器具、家具及び装飾品の製造販売及びリース
2. 建築資材の製造販売
3. 室内装飾雑貨品及び装身用雑貨品の製造販売
4. 家庭電化製品及び各種家庭用並びに店舗事務所用電気機器の製造販売及びリース
5. レストラン及び喫茶店の経営
6. 照明器具の安定器及びその電子部品の製造販売及びリース
7. 情報処理、情報通信、情報提供に関するサービス並びにソフトウェアの開発、販売
8. 電気工事業
9. 建築工事業
10. 内装仕上工事及びタイル、れんが、ブロック工事
11. 不動産賃貸業
12. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、35,800,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。但し、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式及び株主の権利行使に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第39条 当社は、定時株主総会の決議をもって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

2. 当社は、取締役会の決議をもって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

1. 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

改 訂 履 歴

1. この規程は、昭和47年8月25日から実施する。
2. この規程は、昭和58年3月11日から一部改正実施する。
3. この規程は、昭和58年6月30日から一部改正実施する。
4. この規程は、昭和59年6月30日から一部改正実施する。
5. この規程は、昭和61年1月29日から一部改正実施する。
6. この規程は、昭和62年6月29日から一部改正実施する。
7. この規程は、平成元年6月26日から一部改正実施する。
8. この規程は、平成3年6月27日から一部改正実施する。
9. この規程は、平成4年6月26日から一部改正実施する。
10. この規程は、平成5年6月29日から一部改正実施する。
11. この規程は、平成6年6月29日から一部改正実施する。
12. この規程は、平成10年6月26日から一部改正実施する。
13. この規程は、平成14年6月27日から一部改正実施する。
14. この規程は、平成15年6月27日から一部改正実施する。
15. この規程は、平成16年6月29日から一部改正実施する。
16. この規程は、平成18年6月30日から一部改正実施する。
17. この規程は、平成18年7月3日から一部改正実施する。
18. この規程は、平成19年6月28日から一部改正実施する。
19. この規程は、平成21年6月26日から一部改正実施する。
20. この規程は、平成22年1月6日から一部改正実施する。
21. この規程は、平成24年6月28日から一部改正実施する。
22. この規程は、平成27年6月26日から一部改正実施する。
23. この規程は、令和4年6月28日から一部改正実施する。